

経 済 産 業 省

20240403 貿局第2号
輸出注意事項2024第8号
経済産業省貿易経済協力局

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について」（令和5年12月20日付け輸出注意事項2023第25号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和6年4月10日

経済産業省貿易経済協力局長 福永 哲郎

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について」等の一部改正について

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について」（令和5年12月20日付け輸出注意事項2023第25号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ベラルーシ、ロシア又はウクライナ等を仕向地とする輸出承認について（令和5年12月20日付け輸出注意事項2023第25号）

改 正 後	現 行
2 輸出の申請 (1) 提出書類 ① 輸出承認書又は輸出許可・承認申請書（注1） 2通 ② 申請理由書（様式1又は様式2） 1通 ③ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1通 ④ 誓約書（様式3） 1通 ⑤ その他必要があると認められる書類（注2） （注1）輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号）別表第1の2の2又は別表第1の3の2 （注2）輸出許可・承認申請書による申請を行う場合は運用通達に定める書類 (2) (略) 3・4 (略) (別表) (略) 様式1～様式3 (略) (削除) (削除)	2 輸出の申請 (1) 提出書類 ① 輸出承認書又は輸出許可・承認申請書（注1） 2通 ② 申請理由書（様式1又は様式2） 1通 ③ 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類の写し 1通 ④ 誓約書（様式3） 1通 ⑤ その他必要があると認められる書類（注2） （注1）<u>輸出令第2条第1項第1号の3から第1号の7までのいずれかに該当する場合は輸出貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第64号）別表第1の2の2又は別表第1の3の2、輸出令第2条第1項第1号の8に該当する場合は様式4の1又は様式4の2</u> （注2）輸出許可・承認申請書による申請を行う場合は運用通達に定める書類 (2) (略) 3・4 (略) (別表) (略) 様式1～様式3 (略) <u>様式4の1</u> (略) <u>様式4の2</u> (略)

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）

改 正 後				現 行			
2-1-1の3 ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の3第二号の解釈 (略)				2-1-1の3 ベラルーシ、ロシア、ウクライナ又は別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする貨物に関する輸出の承認 (1)～(4) (略) (5) 輸出令別表第2の3第二号の解釈 (略)			
輸 出 令 別 表 第 2 の 3 第二号	輸出令別表 第2の3中 解釈を要す る語	解 釈		輸 出 令 別 表 第 2 の 3 第二号	輸出令別表 第2の3中 解釈を要す る語	解 釈	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(8)	(略)	(略)		(8)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	別表第2の 3貨物省令 <u>第11条</u> 第 八号中の部 分品		他の用途に用いることがで きるものを除く。		別表第2の 3貨物省令 <u>第14条</u> 第 八号中の部 分品		他の用途に用いることがで きるものを除く。
(11)	(略)	(略)	(略)	(11)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) (略)				(6) (略)			